

書 評 と 紹 介

ジョアン・C・トロント著／岡野八代監訳

『ケアリング・デモクラシー

——市場、平等、正義』



評者：後藤 浩子

《「ケア」問題についてのアメリカ合衆国の文脈》

本書の意義を理解するためには、おそらく合衆国における「家事労働」からの女性の解放の特殊な様態と、育児や介護といった時間的に融通が利かない家事労働から自由であることがいかにキャリアにおける成功と高収入に結びついているかを明らかにしたノーベル経済学賞受賞者C. ゴールディンの研究、そしてそれに先立つA. R. ホックシールドの『タイム・バインド』（1997）を参照することが必要だろう。

私的な領域に国家は関与せずというのは、合衆国の国是ともいえる原則であり、それゆえ、当地では私的な領域での活動と見なされてきた育児や介護への公的援助は極めて限られている。保育・教育と介護は民間の有償サービスとして提供され、それを個人は全額自己負担で購入するのである。このような環境であれば、本来、家庭内の育児や介護は外部からのサービス労働で代替されにくくなるはずだが、合衆国の女性たちは、家庭内の無償の労働を外部からの

サービス労働で代替し、正規雇用に留まり続けキャリアを中断しないことで、労働市場における男女の賃金格差是正を実現してきた。なぜなら、合衆国においては、保育や介護の家庭内サービス労働の賃金と民間企業での正規雇用の賃金にかなりの格差があるからである。合衆国労働省労働統計局の2024年11月のデータによれば、家事、介護、保育サービスの収入は週556～600ドル台であるのに対して、他の業種では多くが最低でも週1,000ドル超、研究職では週2,000ドル超の収入なのである。

このナニーと呼ばれる家庭諸サービス提供者となってきたのは、多くの場合、ラテン系の移民女性である。合衆国の労働市場での男女賃金差の縮小が、移民女性による育児サービスも含めた家事労働代替に下支えされていることは、当地のフェミニズム運動の中でも早くから自覚されてきた。フェミニストはラティーナとの連帯を呼び掛けてきたが、家事労働の代替費用を払ってもなお十分な収入が残るほどの合衆国の正規雇用女性と移民女性の圧倒的な賃金格差によって成り立っている構造は揺るがない。

このトレードオフの構造を崩すには、育児や介護を私的な領域の活動と見なして公的援助の対象外と見なしてきた従来の認識を変えなければならない。EUや（育児援助は権利保障というより少子化対策にすぎないが、少なくとも介護保険制度を設立した）日本から見ると、このような課題を今さら先進国である合衆国が乗り越えなければならないのは驚きだが、自己責任の自由をモットーとする開拓国家合衆国ならではの経路依存性である。

育児や介護を私的な領域から公的な領域へと移すために、トロントは「ケア」を根本から問

い直す。「ケア」の政治学においては、E. F. キティや本書の監訳者でもある岡野八代氏などによって、従来の政治学が自立的存在を前提している点に批判が向けられてきたが、本書は、各自がケアを受ける存在としての自己認識から出発することを要請し、ケアを与えることを他者への義務と結びつけることで、人間の不可避の依存性に原因をもつケアが、たんに私的領域の選択の問題ではなく、人間共同体の問題であり、それゆえ公的であることを論証している点に特徴がある。

トロントは、本書で「ケア」をかなり広義に概念化している。そもそも英語の「ケア」というのは、「オバマ・ケア」の正式名称、“Affordable Care” Act「手の届く医療」法の例が示すように、時にメディカル・ケア（医療）も意味すれば、世話、そして気遣い、配慮も意味するかなり多義的な言葉である。とはいえ、通常日本で「ケア」が使われる際の中心的な意味は「世話」である。家事労働と呼ばれる家の中での様々な活動の中でも、家族メンバーの世話は、炊事、洗濯、掃除などとは異なった性質を持つ活動である。この世話の特殊性は、物を相手にする炊事、洗濯、掃除と違って、世話される人の必要にタイミングよく合わせなければならない点にある。この時間的な融通の利かなさ、換言すれば時間的拘束性を、世話を担う人は引き受けざるをえない。一方、世話を受ける人は、その世話がないと生きていけないゆえに、世話する人に頼ることになり、この依存関係は時に権力関係をもたらし。世話には、このような時間的拘束性と非対等な関係性があるゆえ、炊事、洗濯、掃除などの家事とは性質が異なる。

そもそも世話とは何か。なぜ家事の中にそれが含まれてきたのか。人間は、何らかの他人からの世話がない限り自立した存在に成長できないし、その自立期でさえ、常にいくつかの他者

の介助を必要とし、しかも年齢が増すにつれ徐々に介助の必要の度合が高まる。それでも、誕生の時から死の瞬間まで各自が自律する個人として生き、同時に個人の尊厳を尊重して他人に接するのが、近代の原則というものだ。では、この介助の必要に誰が応じるのか。この問いに対する答えは、おそらく一致することはない。伝統的には家族だった。それゆえ家事の中に世話が含まれてきたのである。だが、個々人の自立を補うこの世話のためにこそ国家はあるのだと答えることもできる。現在存在する諸国民国家の憲法が、どの程度、そのような個人と国家の契約を反映しているかは別として、福祉国家という既存の国家理念から見ても、そのように国家を定義しうる可能性はある。さらには、国家理念ではなく、日本のように、少子高齢化社会の必要に迫られて、世話の脱家事化が進行している国もある。

トロントの場合、「ケアは家庭にある」という定式を変え（p.12）、「民主的な政治は、ケアに対する責任配分を中心に据えるべき」（p.9, p.39）と明確に主張してはいるにもかかわらず、「ケア」の中に、世話のみならず、合衆国で私的領域に追い込まれている医療、教育、貧困支援などまでをも含めるので、「ケア」の行為・活動の具体性が伴わず、どのようにケアの責任を配分し直すのか、来るべき制度が展望しにくい。これまで家事として行われてきた活動を具体的に列挙したほうが、世話などの脱家事化を促進できると思われる。

概して合衆国の論者たちは、育児や介護の負担を、直接国家の責任に帰する論法に訴えはしない。例えば、上記のゴールディンは、ケアの時間的拘束性が、依然として、子供がいる女性の賃金格差の原因となっていることに対する解決策について、必ずしも政府の介入は必要ではなく、むしろ企業が、長時間労働や時間的柔軟

性を要する労働が可能だったために競争に勝利しハイキャリアを形成した個人に、勝者全取りほどの不均衡な多額の報酬を与える評価制度を是正し、個々人の労働環境の快適さへの要求の違いに対応することが必要だと述べている (Claudia Goldin, "A Grand Gender Convergence: Its Last Chapter," *American Economic Review*, 2014, 104(4))。本書のトロントは、世話の担い手を、ケア責任を相互に実践する全市民に求める。したがって、介護保険制度設立を達成した日本から見ると、「共にケアする」実践の必要性を示し、企業に対してその実践のためのワーク・ライフ・バランスの時間的譲歩を要求する議論は、少し文脈が異なっているが見えるが、福祉国家とは別の、ケアと国家の関係のあり方を、現在進行形で模索している点で興味深い。

《ケアリング・デモクラシーの概略》

まず、トロントの主張の独自性が出ている第1章「民主主義の再定義」における「ケア」概念を概観したい。彼女は、1990年にフィッシャーと共に定義した「ケア」定義が今でも最善のものであると主張する。それは「できるかぎり善く生きるために」、私たちの身体や自己、環境を維持・継続・修復するために行うすべての「人類的な活動」をケアと捉えるものである (p.24)。この「もっとも一般的なレベル」でのケアは、その内部に「入れ子状に存在する、より特定のケア実践」を含む (p.24)。このように広義に定義するのは、「人間の生においてケアがどこに位置づけられ、どのような意味をもつか」 (p.26) の説明が容易になるからである。

このケアのプロセスは、5局面に分けられる。(1) 満たされていないケアニーズに関心を向ける (2) ニーズが満たされるよう責任を負い配

慮する (3) 実際にケアの実践をしニーズを満たす (4) ケア実践の受け取り手である人、モノ、集団、動物、植物、環境からの応答を考察し、判断をする (5) ケアニーズが満たされる方法を「すべての者にとっての正義、平等、自由に対する民主的なコミットメントと一致」させる (p.29)。

トロントは、このような人間の生の本質的な一部であるケアの「責任」が、従来どのように割り当てられてきたか、そして、民主主義の価値の観点から、どのように割り当てるべきかを考察する。第二部 (第3章～第5章) では、男性がケア責任の免責パスを持ったことによって、女性にケア責任が課される構造が形成されたこと、ケアが私的領域の活動として位置付けられてきたことの問題性、市場はケア責任を適正に分担できないこと、が示される。第5章の「市場はケアすることができるのか」では、自助努力と慈善さえあれば市場だけでケアを充分に提供できるという見解を批判することで、「市場はケアを提供する最善の方法ではない」という結論を引き出している。だが、ケアの議論の場を経済から政治へ移そうとしているトロントの企図と相まって、無償の家族内でのケアを民間資本による有償サービス労働や社会保障や社会保険制度によって公共財化された有償サービス労働で代替するというこれまで経済次元で為されてきたケアの脱家事化路線を評価しその限界を展望することなく、市場に焦点を当てた批判に終わっているのは残念である。企業による利益の搾取とコストの切り詰めの懸念が示され、「ケアは標準的な市場の財と同じものではないので、市場の用語と価値のみを用いて社会におけるその位置づけを理解することは、その意味を歪めてしまう」 (p.185) と指摘され、ゆえにケアの負担は経済ではなく政治の場で平等と正義の観点から考察されるべきだとされ

る。ただし、トロントは、ケア責任を自覚した市民が民主的ケア実践をする際には、多様なニーズに応じた有償ケア・サービスを生み出す点で市場は助けになるとも述べている。「市場の性質のひとつは、新たに察知された需要を満たすために新しい財を生産することである。同じ仕方でケアされることを望むひとは誰もいない。例えば、高齢者のケアを組織化する無数の方法を提供するために市場を活用することで、誰もが自分にとって適切な種類のケアを見つけやすくなるだろう」(p.259)。

そして、第三部第6、7章において、ケアに対する責任配分の民主的なあり方が構想される。しかし、トロントは具体的な制度を提示しているわけではない。むしろ、「ケア責任の本質を熟考する義務」(p.202)がまず共有されなければならないとする。このためには、第一に、各人が自分をケアの与え手ではなくケアの受け手として認識することが必要であり、ケアの受け手としての自身のニーズを認識するならば「他者がニーズをもっているということも認識できるようになる」(p.209)のである。こうして個別のニーズと個別のケア方法が明らかとなつてはじめて、「共にケアし合う」相互責任が認識される。また、皆が自分をケアの受け手だと認識することは、自立した行為者であるケアの与え手の視点からケアの受け手を「依存する他者」と見なす従来の傾向を修正することにつながり、したがって、平等性を担保できる。

さらには、各人がケアを受けるニーズを自覚し、ケアを公的価値と認めるならば、公的支援の削減と奪い合いではなく、ケアに対する権利を構想できるようになる。第一に「すべての人びとが生涯を通じて適切なケアを受け取る権利」、第二に「自分の人生に意味を与えるケア関係に参加する権利」、第三に、これら第一、第二を「社会がどのように確保すべきかを判断

する公的プロセスに参加する権利」である。ここで、トロントは、第一の権利について、「社会権」との相違について説明しているが、これは彼女の「ケアリング・デモクラシー」の特色を鮮明に伝えるものである。消費者としての個人に国家が何かの財を給付するのが社会権であるのに対し、彼女はケアを財や実体としてではなく、市民がつねに関わる「共にケアする活動」として捉え、国家にケア・サービスの給付を求めるよりも「進行中のケア活動を支援したり妨げたりしている国家の役割」(p.221)を公的に議論することを求めるのである。

《「ケア」概念の有効性》

最後に、「ケア」という言葉を使用することの弊害について言及したい。フェミニスト経済学／政治学の中で、careはそのまま「ケア」として翻訳され輸入されてきた。評者自身も、翻訳において「ケア」を使用してきた一人である。しかし、上述したように、今後はできる限り、careを、世話、介助、配慮など日本語での具体的な表現に置き換えたほうが、家族が家庭内で担ってきた諸活動の脱家事化を構想し易くなるように思われる。なぜなら、ケアの受け手（子供なのか、高齢者なのか、障害者なのか）如何で為されるケアの内容が違い、脱家事化の具体的在り方も違って来るからである。さらには、政治学でよく使われる「親密圏」という概念も再考すべき時が来ているのではないだろうか。公共圏との二分法（パブリック／プライベート）で考えるこの社会観は、欧米由来の伝統に過ぎず、トロントも明らかにこの政治学の公私二分の罫の変更を迫っているからである。「労働者と消費者としての経済的役割に加え、市民は他のふたつの領域に生きている。ひとつが、世帯、家族、友人からなる輪という親密なケアの世界。もうひとつが、政治の世界で

ある。本書で私は、私たちは政治を、経済学の世界の一部であるかのように誤解していると訴える。そうではなく、政治は世帯の一部、すなわちケアの領域と考えているものに、歴史的には近く、そして正しくはそうあるべきなのだと、私は論じたい」(p.xiv, 強調点は引用者)。

(ジョアン・C・トロント著／岡野八代監訳、相馬直子・池田直子・富岡薫・對馬果莉訳『ケアリング・デモクラシー ―市場、平等、正義』勁草書房、2024年3月、xxiv+283+45頁、定価：本体3,400円＋税)

(ごとう・ひろこ 法政大学経済学部教授)